

○参加停止措置等の公表について

平成19年1月26日

管理者決裁

指名停止措置等の公表について(平成17年12月2日管理者決裁)の全部改正

題名…改正(平成20年4月1日管理者決裁)

札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月8日管理者決裁)第17条第1項の規定に基づき行う参加停止措置の公表等については、次のとおり取り扱うこととする。

1 公表対象

- (1) 参加資格者(共同企業体を除く。)についての参加停止措置
- (2) 参加資格者の資格の取消し(取消理由が不正行為に該当するものに限る。)

2 公表内容

- (1) 被措置者等の商号又は名称
- (2) 参加停止等期間
- (3) 参加停止等理由
- (4) その他必要な事項

3 公表について

(1) 公表方法

公表は、閲覧簿による閲覧及び契約管理課ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、贈収賄、談合、独占禁止法違反等の悪質な事件に基づき行った参加停止措置等については、報道機関に別途公表を行う。

(2) 閲覧簿の閲覧場所

閲覧簿は、水道局総務部総務課契約係カウンターで、閲覧に供するものとする。

(3) 公表期間

原則として、措置した日から措置が満了する日までとする。

4 適用日

この取扱いは、平成19年2月1日から適用(現に措置中の指名停止を含む。)する。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から適用する。